

武道における「伝統的な考え方」とは何か

——少林寺拳法を事例に——

What is “Traditional ideas” of Budo ?

:Shorinji Kempo as an Example

華山 恵志朗

Keishiro HANAYAMA

(和歌山大学大学院教育学研究科)

小関 彩子

Ayako OZEKI

(和歌山大学教育学部)

2019年10月11日受理

要旨

2008年の学習指導要領改定によって、中学校保健体育では武道が必修とされた。しかし、その教授内容である武道の「伝統的な考え方」や「伝統的な行動の仕方」とは一体どういうものなのかは示されておらず、議論も十分になされたとは言い難い。また、主要な柔道や剣道においては、そもそも「伝統」とは言えず、近代化の過程で形作られた近代文化であるという指摘がなされている。このことから、より武道の「伝統」を問う必要に迫られていることが分かる。

そこで本論では、少林寺拳法の「伝統的な考え方」とは何かを明らかにすることを通して、武道の「伝統」を考察する上での視点を提示した。その結果、少林寺拳法の考え方を「伝統的な考え方」として、学校教育で教授することの矛盾や限界を明らかにすることができた。少林寺拳法においては、創始から現在に至るまで貫かれている「伝統的な考え方」として「金剛禅」という宗教的な考え方が存在する。さらに、少林寺拳法では、肉体面の修行だけではなく精神面での修行を重視する視点から、少林寺拳法の目的や理念について学習する「学科」というシステムを取り入れている。以上の2点を、少林寺拳法の「伝統的な考え方」としてとした上で、武道必修化において少林寺拳法を扱うことの限界や、考察が不十分であるということを示唆した。同時に、武道における「伝統」に関する検討がより一層求められることを示唆した。

1. はじめに

2006年に教育基本法が改正され、第2条(教育の目標)の第5項に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」という条文が追加された¹⁾。それに伴う2008年の学習指導要領答申には、「今回の改訂で充実すべき重要事項」として「グローバル化の中で、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々との共存のため、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが重要になっている」と述べられている²⁾。それを踏まえて、同年の中学校学習指導要領には第1、2学年の保健体育科において、全ての生徒に「武道」を必修とさせることが盛り込まれたのである。

学習指導要領における武道の分野において、武道の特異性とは、「武技、武術などから発生した我が国固有の文化」であるということや、「武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する運動」であるということが示されている。また、その学習によって、「伝統的な行動の仕方を守ることなどに意欲」を持つことや、「礼に代表される伝統的な考え方」などを理解させること等が目標

にあげられている。

しかし、以上に挙げたような教育基本法改正から武道の必修化へと向かった一連の説明に関しては、様々な問題点が挙げられ、多くの批判がなされている。石坂(2017)は、武道必修化にあたってなされた議論を、「柔道事故(死)の危険性を背景とした、教育現場での安全性の確保は可能なのか」という議論と「学習指導要領が示した『伝統と文化の尊重』について、武道が示しうる伝統の中身とは何か」という二つの論点があったとした上で、前者に議論が集中し、「必修化を推し進めた要因が武道における伝統と文化の尊重にあったにもかかわらず、その議論がなおざり」にされていると指摘している。さらに石坂は、武道は「我が国固有の文化」であるとすることや、「伝統と文化の尊重」の内容、また銃剣道が履修可能科目として追加されたことに関して、懐疑的に考察している。

思想家であり、武道家である内田樹は、「日本の武道は近代において二度、決定的な『断絶』を経験した。一度目は明治維新、二度目は敗戦である」[内田2010: 18]と述べ、武道の必修化を決定した中教審に対して、それらの断絶についてどれほど自覚的なのかという疑問を投げかけている。

他にも武道に関しては、明確に説明されるべき点は多数残されていると考えられる。近世において武道はあくまでもバイオレンスであったこと、武道と一言に言っても各武道に異なる歴史や発生の違いが存在すること、武道と宗教のつながりは切っても切れないものであり、政教分離の原則に反する可能性のある部分が存在すること等、これらの点に関しても解決されたとは言いがたい。

また、授業で扱うことのできる武道は、日本武道協議会に加盟している9種類の武道(柔道・剣道・相撲・弓道・空手道・なぎなた・合気道・少林寺拳法・銃剣道)である。それぞれにそれぞれの特質があるのにも関わらず、「武道」という言葉で9種類の武道をひとまとめにしたままの議論が展開されている。武道必修化をめぐる議論は、それぞれの特質を武道一般の考え方をもちて包括的に考察され、各武道における見逃すことのできないポイントを十分に捉えきれていないまま進められているのではないだろうか。

現在、中学校では実際に武道必修化がなされ、全ての生徒が武道に取り組んでいる。しかし、その学習内容である「武道の伝統」、「伝統的な行動の仕方」、「伝統的な考え方」といった部分に関して検討が不十分なままでは、十分な学習効果は期待できない。その上、武道実践者や武道研究者の考える武道自体が備えているという教育効果があるとするならば、それらは「伝統的」とであるという言葉に覆い隠され十分に発揮されない可能性があるのではないだろうか。

「武道は古来の伝統文化ではなく、明治中期以降に武術や武芸が『近代化』される過程で形成された近代文化」[井上2004:189]であり、決して古来から日本に存在するものではないのである。柔道は柔術、剣道は剣術と名前から考えると、その源流が古くにあることが分かる。しかし、柔道は嘉納治五郎により、明治維新から戦前にかけて近代化されたものであり、剣道も戦後の武道禁止令からの復帰の過程で近代化し、大きく姿を変えているのである。そのように考えると、大きく姿を変えている「武道の伝統」とは一体どの時代のもを指すのか、武術から現在まで続く「伝統的な考え方」が存在するのか、それとも近代化以降のおよそ一世紀ほどの間のもを伝統と呼ぶのか、やはりよく分からないのである。

以上のように考えると、「伝統と文化の尊重」を背景にした武道の必修化では、批判を避けて通ることはできないであろう。「武道の伝統」という点に関してさらなる広く深い考察が求められている。武道の代表格であり、武道必修化でも主要な種目とされる柔道や剣道においては多くの先行研究が存在し、「武道の伝統」に関する批判の蓄積がある。しかし、柔道や剣道の歴史の概観や近代化の観察では、議論が行き詰まり、積極的であれ消極的であれ、これ以上進んだ「武道の伝統」

の位置づけは期待できないと考えられる。

そこで本研究では、少林寺拳法を扱う。少林寺拳法を扱う理由としては以下のようなものである。少林寺拳法は1947年に成立した比較的新しい武道であり、少林寺拳法における「伝統」は少なくとも他の武道と比較して近年構成されたものであると考えられる。柔道や剣道においては、武術から武道への変容や、第二次世界大戦時における変容、武道禁止令からの復帰の過程など、複雑な歴史が存在する。それに対して、少林寺拳法においては、創始者の宗道臣が近年まで存命しており、創始時の目的がよりはっきり保存されていることや、戦後創始されていることによって比較的大きな時代の変化の影響を受けずに今日まで続いていること等、創始から現在までの様子をよりリアルタイムかつコンパクトに観察することが可能なのである。また、柔道や剣道などの他の武道と比較した際、創始当初からその目的を教育に置いていたことや、その教育の手段として仏教の思想を利用するなど宗教的な側面を積極的に活用したこと等、特異な点も見られる。その特異性に注目することによっても、より「武道の伝統」の中身に近づくことができると考えられよう。

研究対象の少林寺拳法に対しては、「武道の伝統」を考察する際の代表としてよいものかという批判がなされることが考えられる。確かに、少林寺拳法のイメージとして中国の武道であるというイメージが存在することや、実際に中学校の武道の授業で少林寺拳法が採用されている学校は公立と私立を合わせて43校(2019年7月現在)であり決して多いとは言えない等、考察する意義からして疑問が残る。しかし、そのような少林寺拳法が「伝統と文化を尊重」する態度を育むものとして選出されているその現状こそが、武道必修化を考察する必要性を表していると言えよう。

また本論では、紙面の関係もあり、少林寺拳法の「伝統的な考え方」に焦点を当て考察する。「伝統的な行動の仕方」などについては別の機会に述べたい。

2. 少林寺拳法の伝統的な考え方

(1) 伝統的な考え方とは

まずは、「伝統的な考え方」における「伝統」がどのように定義されるか明らかにしたい。

『日本大百科全書』では、伝統とは、「文字どおりの意味では、歴史的に伝承された物質文化、思考や行為の様式、人やできごとなどについてのイメージ、さまざまな象徴群などを意味する」とされている。また、広義に解すれば、過去から伝えられた文化遺産であり、このような文化遺産は、社会の急速な変革や大量に移入される異文化に遭遇するとき、二様の評価を受けるという。古い文化遺産を望ましいとする立場と、旧来の様式を陋習とし、発展を阻害するものとして退ける立場からの評価である。一般に他と比較して旧来の様

式が優れていると信じられているものを伝統とよぶことが多いという。[cf口羽『日本大百科全書』]

以上の説明によると、「伝統的な考え方」とは、歴史的に伝承された思考であり、文化遺産であると考えられており、一般には、他のものよりも優れていると評価されている考え方であると言える。

「伝統的な考え方」に「武道の」とつけた際には、中教審において、武道必修化によって「理解させる」ものとされていることから、「武道の伝統的な考え方」は、他の考え方と比較した際に優れていると考えられていることも分かる。

以上を踏まえて、少林寺拳法の「伝統的な考え方」とはどのようなものが考えられるか考察してみたい。

しかし、先に断っておくがこの作業は非常に困難を極める。そもそも伝統という言葉が曖昧なもので何を指すものか分かりにくい点、少林寺拳法の伝統は二通りの伝統の捉え方ができる点においてである。少林寺拳法における伝統には、開祖宗道臣が少林寺拳法創始段階において参照したであろう権威的なもの——例えば武道的な何かや中国の拳技、考え方がそれにあたる——、あるいは、創始から現在にまで受け継がれた考え方やあり方——例えば宗道臣の思想——といったように伝統は二つの段階において考えることができるのである。武道の伝統をめぐる議論はおよそこの違いに焦点が当てられることが多い。例えば柔道においては、柔道の伝統としての特異性が武術から引き継がれたものであるという主張と、嘉納治五郎によって柔術が近代化され、教育のシステムとして確立されたという点に柔道の伝統があり、特異性があるという主張である。

ここでは、少林寺拳法の「伝統的な考え方」に関して先における後者の部分を考察していきたい。つまり少林寺拳法の創始時から現在まで引き継がれた伝統であり、創始段階から現在にかけて意識的に構築された伝統である。

(2) 少林寺拳法の創始の目的

少林寺拳法の「伝統的な考え方」を抽出する作業においては、まず少林寺拳法の創始段階に、宗道臣がどのような目的をもっていたのかについて考察していきたい。

現在、少林寺拳法を修行している人にはもれなく、『少林寺拳法読本』という少林寺拳法の創始目的や、理念・思想、技術的な解説が示されたものが配布される。また、『少林寺拳法読本』には現在の少林寺拳法の考えやあり方が記されていると考えられる。そこに示される「少林寺拳法の創始の動機と目的」を要約すると以下ようになる。

少林寺拳法設立当時の日本は、第二次世界大戦敗戦によって混乱していた。宗道臣は敗戦により、日本国民の道義や人情がすたれ、不正や暴力が横行していた

時代に、全ての事柄はそれに携わる人の質によって大きく左右されることを悟り、日本において質の高い人間を一人でも多くつくりたいと願った。また若者のよりどころとなる正しい教えは釈尊の教え以外にはないと考え、若者にその道を説くとともに、中国在住時に身に付けた拳技を整理・再編し、若者が楽しんで学べるように創意工夫を加え、街の若者に対して教授し始めた。人間の心身の改造と平和的手段による社会変革を目指し、人づくりと平和で物心ともに豊かな社会の実現を目的に創始されたとされている[cf.少林寺拳法読本10-11]。

現在の少林寺拳法の組織は、少林寺拳法の創始の目的について以上のように捉えており、修行者に伝えようとしている。少林寺拳法の創始目的は端的に表すならば仏教の教えに基づく「人づくり」であり「理想郷建設」なのである。また、少林寺拳法の思想的バックボーンには「金剛禅」³⁾と名付けられた仏教の宗派とされる宗教が存在する。少林寺拳法には宗教的な考え方が色濃く反映されており、武道必修化によって公教育で扱われることが可能になったことを踏まえると、考察が必要であろう。少林寺拳法の宗教性に関しては次節で取り上げることとする。本節では、創始の目的に関して考察していきたい。

宗道臣自身は、1969年の学生指導者講習会にて以下のように述べている。

私は戦争という極限を通じて人間の赤裸々な姿を見、その中で政治ばかりじゃない、人の殺し方、活かし方をこの目で見てきた。そして人間のあり方を決めるのは制度でも家柄でもない、一人一人の人間がもつ人格というか、徳というか、つまりは人間性にあるということを見つけ、だから若い人を説得しようとして少林寺を始めた [1986年12月：あらはん20-21]。

宗道臣は、人間性の向上を目指して少林寺拳法を創始したことが分かる。そしてそれは、現在においても、『少林寺拳法読本』を通じて修行者に伝えられようとしているのである。少林寺拳法が創始されてから70年ほどたつ現在においてもその目的自体は引き継がれようとしていることを考えると、少林寺拳法の創始の目的は、少林寺拳法の「伝統的な考え方」に基づくものとして今日まで継承されていると考えられる。

1968年4月に行われた大学生合宿において、宗道臣は参加した学生を政治に無関心だと批判した。安保闘争の際に自分の信念をもって立ち上がりデモに参加するといった行動を起こした学生と比較して、合宿参加者を何も勉強せずに右往左往していると断定する。そして、少林寺拳法の試合での勝ち負けばかりにこだわっていると評価する学生に対して以下のようなことを

述べている。

…私はそんなことをしてもらうために少林寺をつくったつもりはありません。どうしたら理想の楽土がくるだろうか、幸せな世の中になるだろうかという、私のしているのは一種の幸せ運動、思想運動、宗教運動なのです。いいですか、「拳法は餌(えさ)」、行動力があり正義感の強い若者を集める、そのための手段・方法として少林寺拳法というものはあるのです。そして諸君はその餌に食いつき、私は諸君を金剛禅という大きな池の中に釣りあげ、でもっと大きな大海に放してやりたいと、そう思っている [1986年10月：あらはん14]。

以上の発言だけではなく、スポーツ化の波にさらされる中で、少林寺拳法は手段であると宗道臣は何度も繰り返しはっきりと述べている。つまり若者が少林寺拳法を修行する意義とは、修行を通じて金剛禅運動の実践者に成長するところにある。また、学生運動にかかわる学生と比較して、不勉強な学生を批判していることから、宗道臣は積極的な政治的意思決定を求めているということが読み取れる。少林寺拳法は宗道臣の思想を、若者引き付け、継承させるために考え出された手段であり、そのもの自体には本質的な意味はないと考えているであろうことが読み取れる。

そのように考えると、やはり少林寺拳法の伝統や理想を学ぶためには、「学科」⁴⁾の学習や、宗道臣の思想を追学習する必要があるということになる。少林寺拳法の修行者は、形骸化されているにしても、昇級のために必ず「学科」の学習が必要である。「学科」は、1949年試験の科目に筆記試験が組み込まれて以来、現在まで続いている。その点で、少林寺拳法の伝統は引き継がれていると言える。単に、技術のみを学ぶことは宗道臣の望むところではないばかりか、意に反することになる。1967年には学科の勉強を日頃からしない学生に対して以下の批判を投げかけている。

ふだんは何も勉強しないで試験のときだけガリ勉強する癖がついている。そんな精神教育のともなっていない少林寺拳法なんていうのは魂の抜けた気遣いやアホみたいな存在だ。精神と肉体、拳禅一如、力愛不二、こうした二つのものが並行していなかったら少林寺の本当の価値はないのです [1986年8月：あらはん18]。

肉体的、技術的な修行とともに、日頃の勉強によって精神を教育しなければ少林寺拳法を修行する価値はないと述べているのである。しかし、中学校の武道教育において「学科」を行わないのであれば、それは少林寺拳法の伝統からは離れたものとなる。「えさ」の部

分の学習では、少林寺拳法の伝統を身に付けることには一切ならないのでないだろうか。

日頃の学習を学校の授業等が担っており、体育の時間に取って「学科」の学習をする必要はないとも考えられよう。少林寺拳法を授業で行うことによって運動文化の面や、「礼」の学習ができればそれで学習指導要領における目標は達したことになるのかもしれない。しかし、先に述べた少林寺拳法の「伝統的な考え方」はやはり創始時における、宗道臣の考え方に基づくものである。この点を学習させることが、少林寺拳法の目的であり、創始から現在まで貫かれていることなのである。

中学校の体育で武道を必修化し、少林寺拳法を履修させるとするならば、当然の帰結として、「学科」の学習が必要不可欠だということになる。技術としての少林寺拳法と共に、精神面の教育を十分なものにするための「学科」を行うことが少林寺拳法の伝統なのであれば、武道必修化は少林寺拳法の「伝統的な考え方」を尊重しているとは言えない。ましてや、宗道臣が創始したとする少林寺拳法の本来の目的や意味を破壊する決定とも言えよう。以上のことから中教審における、少林寺拳法の創始目的や「学科」のあり方をめぐる「伝統的な考え方」についての考察が不十分なのではないかと考えられる。少林寺拳法の「伝統的な考え方」を考察し、「学科」の内容を明らかにした上で、しかしながら、そのような「伝統的な考え方」をも尊重するために、「学科」を行うことが、はたして学校教育にふさわしいものかどうかを検討する必要は、当然生じてくるだろう。

3. 少林寺拳法の宗教性

体育の授業で少林寺拳法の「伝統的な考え方」を教授することが可能なのであろうか。時間的な問題はもちろん存在するが、それ以上に大きな問題が存在すると思われる。前節でも触れたが、少林寺拳法は、仏教の宗派である「金剛禅」における若者を集める手段なのである。その目的が「金剛禅」を通じた「人づくり」であることから、前提として「金剛禅」の思想を定着させることが目標となる。少林寺拳法において教授されるであろう「伝統的な考え方」は極めて宗教性になるはずなのである。

ただし、少林寺拳法の宗教性に関しては、創始時から現在に至るまでの時代的変化の中で縮小傾向にある。その際に少林寺拳法の組織のあり方として何度か大きな転換を迎えている。本節では、それらの転換期における組織の変更を踏まえた上で、創始時から現在まで連なる「伝統的な考え方」に内在する宗教性について考察したい。

(1) 少林寺拳法創始初期段階における組織のあり方

1947年10月、宗道臣は若者相手に道を説きながら少林寺拳法を教え、その拠点となる道場を建設した。翌年の10月組織の必要性から「日本北派少林寺拳法会」の設立を宣言し、同年12月には宗教団体「黄叡教団」という宗教法人として認証を受けた〔少林寺拳法50年史82〕。

『少林寺拳法教範』によると、宗道臣が「宗教団体として黄叡教団を設立したのは、達磨の夢をヒントに少林寺拳法を創始したことに由来する」という。宗道臣は少林寺拳法教範において、「理屈やお説教だけでは、だれも二度と聞こうとはしてくれなかった」と述べた上で、以下のように述べている。

最も理性的であり、而も人間性の深さを究明して、物心両面の安らいを得られる教えは…釈尊の正しい教えにおいて他ならないと私は考えていた。しかしそれは葬式や法要や読経や祈禱を業としているような現代の寺院仏教ではないことも明らかであった。…人々が現世に於いて誰でもが、精神的なよりどころにできる内容を持ち、而も心身共に安らいを得て、物心両面の生活を豊かに楽しくすることが出来る、正しい釈尊の教えでなくてはならないと信じていたけれども、現実の組織化された仏教団体の中には、そのようなものは一つとして存在している様子もなかった〔少林寺拳法教範29-30〕。

ある夜夢を見た。夢の中に鬚ぼうぼうの達磨が現れて、私に何か指で指しながら、スタスタと先に歩いて行くのである。…達磨が自分についてこいと言っているのだ。これこそまさに達磨の啓示に相違ないと確信した。…自分が若い頃に情熱を燃やすことができた、達磨が伝えたという印度伝来の阿羅漢乃拳を教えながら道を説けば、必ず成功するとの知らせであると理解した〔少林寺拳法教範30〕。

以上の発言から、宗道臣の考えていた「人づくり」のために説くべき道は「釈尊の正しい教え」であるということが読み取れる。またそのためには、達磨から受けたという啓示に従い、「阿羅漢乃拳」を教えながら「釈尊の正しい教え」を説く必要があるということを知ったのである。

宗教法人「黄叡教団」の設立は、宗道臣が達磨の啓示を受けたということに由来すると先に述べた。しかし、宗道臣が宗教法人として「黄叡教団」を設立したのはもう一つの理由がある。1947年に宗道臣が「日本正統北派少林寺拳法会」を組織した当時のことを彼は以下のように述べている。

当時はまだ連合軍の占領下であり、四国には英連邦軍が駐留しており、武道や武術などは映画や演劇

のなかにおいてさえ、武士道を鼓吹し、軍国主義の復活に通じるものとしてきらい、武と名のつくものの修業は一切禁じられていた〔少林寺拳法奥義80-81〕。

このような状況において、少林寺拳法の普及は困難であり、GHQに知られてしまうのも時間の問題であった。そこで宗道臣は少林寺拳法を「仏教系の踊る宗教」とし、「黄叡教団」という宗教法人として登録するのである。その際のことを宗道臣は以下のように述べている。

占領軍が一枚看板のように強調していた“信仰の自由”という基本方針に従って、実施すればよいということに気がついた。つまり、少林寺拳法はもともと宗門の行として、伝えられたものであるから、宗教団体的性格を強く持っていて不思議はない。ただ、それを「日本北派少林寺拳法会」という、武道的な名称の任意団体として行っているから、非合法とされるのである。この際、本来の姿に戻すため正規の手続きにもとづいて、名実ともに宗教団体として許可を得ればよいではないか〔少林寺拳法奥義81〕。

このことから、宗道臣が少林寺拳法を宗教法人として創始したのは、GHQによる「武道制限」も大きく関わっていたことが分かる。つまり宗道臣が少林寺拳法を宗教団体として設立させた理由には、彼の宗教的信条に加えて、GHQの占領下であり少林寺拳法を武道団体として創始することが出来なかったという点も加えられる。同時に、少林寺拳法の本来の姿は武道団体ではないということも再確認されている。

以上のことから、少林寺拳法は、創始時において組織のあり方もその思想的な内容においても名実ともに宗教団体であるつもりであったことがうかがえる。

(2) 少林寺拳法の発展と組織の変容

本節では、前節において考察した少林寺拳法初期における組織のあり方や宗教性が、時間経過とともにどのように変化するかを考察したい。

宗教法人であった少林寺拳法は発展を遂げ、1957年には「全日本少林寺拳法連盟」の設立がなされた。設立の理由は『少林寺拳法50年史』によると、高校、大学、自衛隊、官公庁あるいは企業などから、少林寺拳法部をつくりたいという機運が高まりつつあったが、宗教法人であるということが、クラブとして認められる上で障害になっていたようである。そのことから、金剛禅総本山少林寺とは別に、宗教法人ではない少林寺拳法の修練に重点をおいた武道団体・スポーツ団体を統括する組織を設立した。「全日本少林寺拳法連盟」

の「設立と運営要領」『少林寺拳法50年史』198にも以下のように記されている。

一、…宗門の行としての正統少林寺拳法をスポーツとして普及発展せしめるために、宗教的色彩を除き、その技術を専らとし、主として学校や団体を対象に、クラブ活動として普及させることが目的である。

二、…その本質を失わない範囲に於いて伝修方法を変え、道場に於ける宗教的儀礼を廃して術技の演練に重点を置き技を通じて身心の発達と人格の陶冶を図らんとするものである。

三、…宗教的な儀礼は行わざるも、精神修養のために別に定める拳士の信条を朗読せしめると共に、調息と精神統一を兼ねて座禅を毎回行うように指導すること。

以上のことから、少林寺拳法は公教育の現場である部活動への普及のため、宗教性を削減し、スポーツとして発展していくことを図ったことが分かる。他の武道の近代化の過程においてもスポーツとして発展していくことを図るが、そこで問題になったのは武道が軍国主義を鼓舞する可能性があるということであった。柔道においては第二次世界大戦以前に嘉納治五郎よって近代化の多くが完成されつつあり、公教育の現場で受け入れられる素地の多くは完成されていたと言える。そのため宗教性がそれほど大きな問題となることはなかった。また剣道においては(柔道も同様であるが)宗教性というよりは、剣道に根づく国民精神や民族意識を高揚させる仕組みが問題であったのであり、直接的に宗教性が問題視されたわけではなかったと考えられる。

少林寺拳法においては、宗教法人であったということそのもののあり方が、公教育に受け入れられる点で障害になったのである。少林寺拳法においては、その宗教性を乗り越えることさえできれば、教育の現場においては十分受け入れられるものであったと考えられる。しかしそこが少林寺拳法においては最も困難な点であったのである。

宗道臣は釈尊の正統仏教とされる教えと、達磨が伝えたという「易筋行」を組み合わせたような教えの「金剛禪」の行として少林寺拳法を広めようとしていた。しかし少林寺拳法は「全日本少林寺拳法」の設立をもって、その本質に大きく関わるであろう「金剛禪」の宗教性を、発展普及のために少なからず諦めたのである。そして、技術を中心として行う形に編成されたのである。

さらに1963年「社団法人日本少林寺拳法連盟」が設立された。「全日本少林寺拳法連盟」は任意団体であったが、「社団法人日本少林寺拳法連盟」は宗教性を弱め

た少林寺拳法が法律に基づく組織として認められたことを示している。『少林寺拳法50年史』は従来の宗教法人の活動に対して、公共性・社会性の側面から、以後新たな広がりを示すと評価している。従来の組織のあり方では、公共の施設の使用は認められにくかったという。これにより、各県が主催する大会などの開催も可能になり、さらなる普及をもたらしたようだ。

一方で、『少林寺拳法50年史』における宗道臣の当時の考えを示した記述は以下のように示されている。

…少林寺拳法の本質が宗教としての金剛禪の行であり、急激なスポーツ化武道化は、やがてその行をもむしばむことになりかねない…この時期の開祖が口をすっぱくするように、少林寺拳法が本来は、「行」であることを見失ってはならないと説いているのは、その心配があったからである [cf少林寺拳法50年史242]。

宗道臣は少林寺拳法があくまでも金剛禪を目的とした手段であると捉えており、少林寺拳法の技術が目的となりかねない、「全日本少林寺拳法連盟」や「社団法人日本少林寺拳法連盟」には不安感を抱いていたようである。しかし宗教性を排した「社団法人日本少林寺拳法連盟」の設立をもって、少林寺拳法は公立の学校などにおいて普及しやすくなったのは間違いない。ここに少林寺拳法の発展と、宗道臣の創始目的との間にある矛盾点が現れている。

1992年1月「財団法人少林寺拳法連盟」が発足した。このときはすでに、少林寺拳法は全国、海外へと広がっていた。十分に全国法人としての中身を持っていると判断されたために認可されたという。このことを少林寺拳法50年史は「開祖が創始した少林寺拳法の普及振興をはかり、ひいては国民の健全なる身心の発達と公益の増進に寄与する道が大きく拓かれた」と評価している [少林寺拳法50年史642-643]。

以上に、少林寺拳法創始時から1990年代までの、大きな組織の変容を示した。具体的にどのような変化が生じたのかを明らかにするには至っていないが、少林寺拳法における宗教性が組織の発展を阻害したこと、また、宗教性と組織の拡大を天秤にかけたときに、少なからず宗教性を排除してきたということが分かるのではないだろうか。しかし、その変容の際には、絶えず創始者宗道臣の注意喚起を通じた揺り戻しが生じるのである。このことから、宗道臣の存命時には、あくまでも創始時の宗教性を伴う目的や理想が重要視されており、保護されようとしていることが分かる。現在の少林寺拳法においても、修行者は「学科」において宗教的な内容から抽出したであろう考え方を学習する。

以上のことから少林寺拳法における「伝統的な考え方」について、その宗教性を排除して学習者に伝える

ことは不可能と言える上に、その行為自体が「伝統」の破壊と言えるのではないだろうか。

4. 少林寺拳法の「伝統的な考え方」と武道必修化

2章では、少林寺拳法の「伝統的な考え方」を創始時の目的という観点について、また3章では、宗教性という観点から考察した。少林寺拳法の創始の目的は、「金剛禪」という仏教思想を身に付けさせることによる「人づくり」である。その人集めの手段として「少林寺拳法」という拳技が採用されている。そして手段である「少林寺拳法」のみの修行ではなく、内面的な成長を確かなものとするために、「学科」という学習システムを取り入れている。また、少林寺拳法で身に付けるべきとされるものには、常に「金剛禪」の宗教的な考え方が反映されており、創始時から現在まで引き継がれているのである。

さて、少林寺拳法の「伝統的な考え方」は以上のような前提のもと形成されているとするならば、武道必修化にはより多くの問題点が残されていることは明らかである。

少林寺拳法には「人づくり」という目標が存在し、その手段に「金剛禪」という宗教思想が採用されている。そして、技術的な考え方、思想面でのあり方など、基本的には「金剛禪」の思想が取り入れられている。そうであるならば、少林寺拳法の「伝統的な考え方」には、必然的に「金剛禪」という宗教思想が含まれるのである。現在の少林寺拳法の組織のスタンスに関わらず、武道必修化で「伝統的な考え方」を理解することが目標に挙げられたのであれば、その点の学習は必須なのではないだろうか。しかし、そのような「伝統的な考え方」を教授することは、憲法20条に反する可能性を生じさせる。第二項において「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」と定められている。これまでに述べてきた少林寺拳法の前足を踏まえると、その技術自体がすでに、「宗教上の行為」とも考えられる。武道必修化によって、少林寺拳法が選ばれ履修しなくては卒業できないとされた場合においては、以上のような問題が生じるのではないだろうか。

またこれまでも述べてきたが、少林寺拳法の「伝統的な考え方」に基づくならば、技術だけの学習だけではなく、「学科」の学習が必要不可欠である。少林寺拳法においては、その両者によって、肉体的、精神的な成長を促す。これが「伝統的な考え方」として継承されている。しかし、体育の授業においては、やはり技術面の教授、いわゆる「少林寺拳法」の学習にのみ焦点が当てられていることが考えられる。少林寺拳法の組織としては、それによって中学校で取り入れられる可能性が大幅に広がったことを考えると、前向きな考え方がなされるであろう。

武道の「伝統的な考え方」を学習させるという目的のもとで、少林寺拳法も選ばれている。そうであるにもかかわらず、その武道必修化によって行われる授業が少林寺拳法の伝統を骨抜きにしたような形で行われるのであれば、本末転倒であると言えよう。

5. おわりに

以上、少林寺拳法における「伝統的な考え方」を部分的にはあるが明らかにした上で、武道必修化との関係を考察した。本論では「伝統的な考え方」のみに焦点をしばり考察したが、中教審が、武道の特異性は「武技、武術などから発生した我が国固有の文化」であると述べている点に関しても疑問を投げかけることができよう。少林寺拳法の技術体系は、中国から輸入していると宗道臣は述べている。その事実確認には至っていないが、少なくとも少林寺拳法が「我が国固有の文化」というには丁寧な説明が必要であろう。あるいは、少林寺拳法を「伝統」や「文化」と称し、わざわざ学校現場に導入する意味においても同様である。また「伝統的」という言葉そのものが少林寺拳法の特異性を封殺し、「武道」の枠組みを逸脱しないものへと変貌させようとしている。

このことは当然他の武道においても生じている問題なのではないだろうか。エリック・ホブズボウムは、「伝統」とは、長い年月を経たものと思われ、そのように言われているものであるが、その実往々にしてごく最近成立したり、捏造されたものであると指摘している[cfホブズボウム1983=1992: 9]。竹石(2012)は相撲における「品位・礼節」といった価値に対して、明治期に創作されたホブズボウムのいう「創られた伝統」であるとする。その上で、学校体育で扱われるべき「日本相撲の伝統」を日本人が忘却した「身体文化」に求めている。中村(2011)は、剣道における礼法の変遷を追ひ、現在授業で「伝統的」とされる「正坐—黙想—坐礼」といった礼法のあり方が古くから存在しているわけではないということを明らかにする。その上で、「伝統」という言葉にこだわらずに武道の礼法についての考察が必要であることを指摘している。

以上の指摘からも、武道の「伝統」に関する考察が重要であると分かる。それと同時に、そもそも「伝統」という言葉で武道をひとくくりにしたり、その多様な考え方や価値観を「武道の伝統」として学習させるには限界があることも明らかであろう。本論で扱った少林寺拳法の「伝統的な考え方」は、一般にイメージされる「武道の伝統」とはかけ離れていると考えられる。ここで扱った少林寺拳法の伝統は「伝統的な考え方」のごく一部にとどまり、少林寺拳法の全容を明らかにしたとは言い難く、他の武道や、武道の伝統との関連についての言及にまで至っていない。また武道を学校で扱うことに関する問題点を指摘するにとどまり、武

道を学校で扱うことの意味や、可能性にまで言及するに至らなかった。今後はその点も踏まえて考察していきたい。

注

- 1) 教育基本法(平成18年法律第120号)、第一章第二条(教育の目的)の五
- 2) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/05/12/1216828_1.pdf
- 3) 「金剛禅」という名称は、仏教の守護神の「仁王尊」の神名「金剛神」に由来している。これは仁王尊のような剛健な身体と、正義の裏付けとなる力を備えようという願いと、阿吽の仁王尊のように、お互い対立し合っているものが、対立したままで調和するのが全宇宙を統一する「ゲーマ」の法則にかなった姿だとする開祖の考えに基づく。[少林寺拳法50年史126]
- 4) 少林寺拳法の修行の際には、技術のみの修行ではなく、少林寺拳法の考え方や、創始目的などについても指導者は教授しなくてはならない。また、昇級・昇段試験の際には、筆記テストが課され技術的な到達度だけではなく、少林寺拳法に対する理解度も審査される。

参考文献

- 井上俊、2004、『歴史文化ライブラリー179 武道の誕生』、吉川弘文館
- 石坂友司、2017、「『武道=我が国固有の伝統と文化』を検証する」、『体育科教育』9月号、大修館書店
- 内田樹、2010、『武道的思考』、筑摩書房
- 口羽益生、1994、『日本大百科全書』、小学館
- 財団法人少林寺拳法連盟、1997、『少林寺拳法五十年史 第一部 正史』
- SHORINJI KEMPO UNITY、2003、『少林寺拳法読本』、少林寺拳法連盟
- 宗道臣、1975、『少林寺拳法奥義』、東京書籍
- 、1979、『少林寺拳法教範 上巻』、金剛禅総本山少林寺
- 竹石洋介、2012、「相撲の文化史にみる『伝統』と『近代』—武道の教材研究の試み—」、『九州情報大学研究論集』第14巻
- 中村民雄、2011、「中学校武道必修化について—武道の礼法—」、『武道学研究』第43巻2号、日本武道学会
- 日本少林寺拳法連盟、1986、『あらはん』8月号
- 、同上、10月号
- 、同上、12月号
- ホブズボウム、エリック、レンジャー、テレンス編著、1992、『創られた伝統』、前川啓治訳、紀伊国屋書店
- 文部科学省、2008、『中学校学習指導要領解説・保健体育編』東山書房